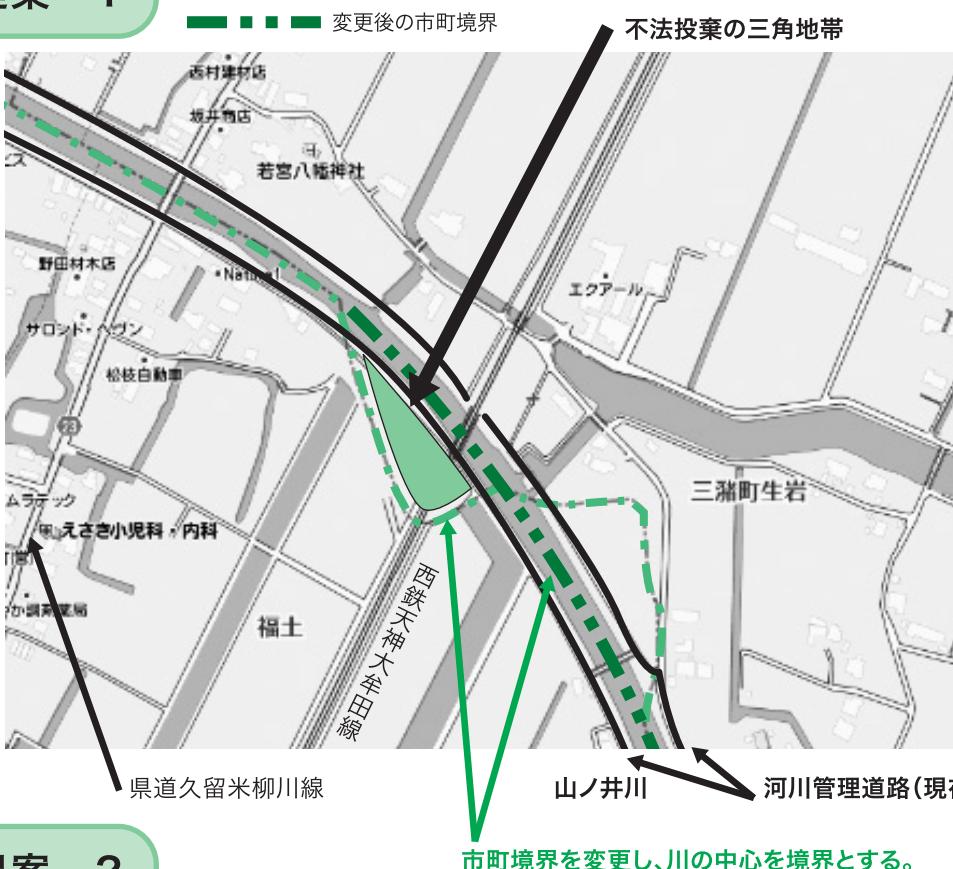


提案一

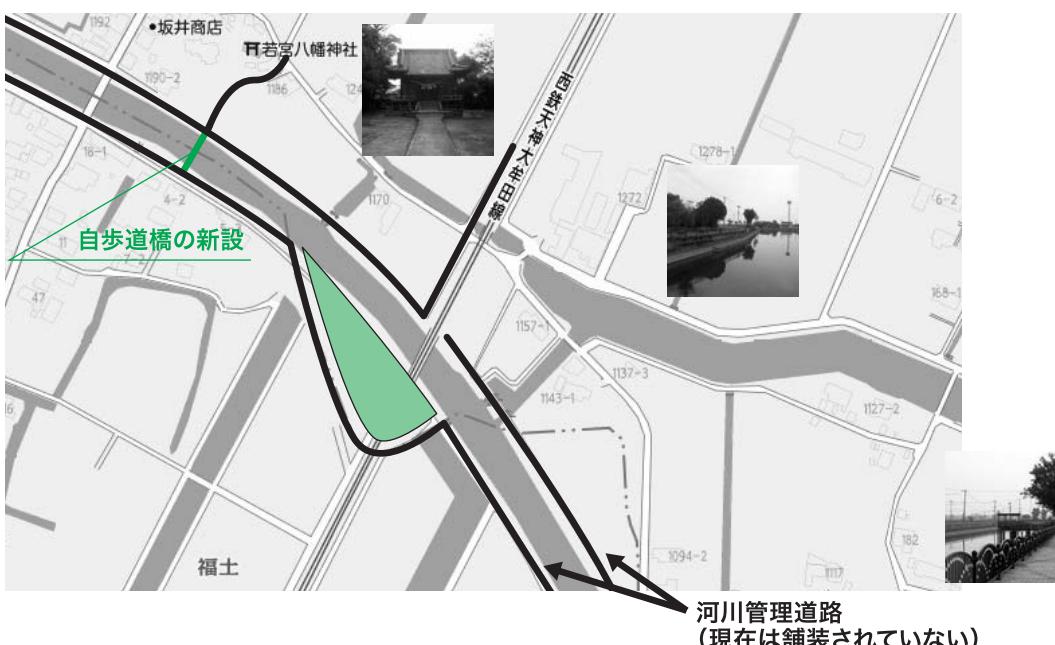


市町境界変更により、川の中心を境界に変更する。

河川管理道路をかさ上げし、舗装することで、河川改修とともに不法投棄を削減できる。

不法投棄の三角地帯を大牟田の土砂置き場などにすることによって管理しやすくなる。

提案二



不法投棄の三角地帯を掘り下げて河川敷を広げ、山ノ井川の増水時の緩衝地帯とする。新たに親水性護岸方式の水辺と触れ合う空間を創造する。

洪水対策と生態系・環境保全が図られる。イメージは、左の写真参照。近隣の整備されている親水性護岸(三潴町写真2箇所)との整合性を保て、面的整備ができる。

自歩道橋を新たに県道の東側の神社付近に新設することで水辺空間と鎮守の森(神社)との回遊性向上を図る。地域住民の願いでもある十間橋を通行する際の自歩道確保問題を解決できる。

松枝 治幸 議員

《一般質問》



市民の生命と財産が危険にさらされてないか

問 答 粘り強く取り組んでいく

市長

本件の問題の所在は、町の境界線が山ノ井川と致していないことにあるものと認識している。久留米市との境界線が山ノ井川と一致していないのは、昭和27年度から47年度までに実施された山ノ井川の改修工事の結果として生じたもの。このため、当時、山ノ井川対岸の区域を解消するための境界線の見直しに向けた、旧三潴町との協議はこれまで数度行われた。しかし、協議が調わないまま現在に至っている。この不法投棄の場所については、熟知しており、久留米市と再度協議をして、適切な管理をお願いするのが先である。

井川河川敷近辺の三角地帯の約100m×30m(別図参照)には、11個もの不法投棄禁止看板が設置されているが、犯罪を誘因しそうであり、かつ不法投棄の温床の場所となつたその経緯、および新久留米市の対応は

環境課長 不法投棄に対す
る対応方針は、依然として、不法投棄の温床になる恐れが非常に大きいと認識している。久留米市域ではあるが、役場や関係機関、警察で構成した町の環境保全対策協議会というものを設置をして、年に1回、不法投棄の常習地を巡回をし、現況を確認し、対策を話し合っている。警察の立ち会い等を実施して、身元が判明した場合は、対応し、対策も講じるなどの関係機関との連携をして、継続して取り組んでいくことが重要である。

問 北部九州豪雨災害の
洪水対策も兼ねた提案1と提案2を考えてみた(別図参照)
県や国へ要望できなか

町長 提案1の市町境を山ノ井川の中心に変更することによって、木町所有と聞く。周辺の所有者と、本町取得の経緯の説明と管理状況を問う。さらに本町の所有であるならば適切な管理を願う

建設水道課長 本件土地の北側は大木町所有と聞く。周辺の所有者と、本町取得の経緯の説明と管理状況を問う。さらに本町の所有であるならば適切な管理を願う

問 不法投棄解消と先の
洪水対策も兼ねた提案1と提案2を考えてみた(別図参照)
県や国へ要望できなか

町長 提案1の市町境を山ノ井川の中心に変更することによって、木町所有と聞く。周辺の所有者と、本町取得の経緯の説明と管理状況を問う。さらに本町の所有であるならば適切な管理を願う

建設水道課長 本件土地の北側は大木町所有と聞く。周辺の所有者と、本町取得の経緯の説明と管理状況を問う。さらに本町の所有であるならば適切な管理を願う

問 不法投棄禁止看板の一例

町長 提案1の市町境を山ノ井川の中心に変更することによって、木町所有と聞く。周辺の所有者と、本町取得の経緯の説明と管理状況を問う。さらに本町の所有であるならば適切な管理を願う

建設水道課長